

「国籍」欄のご記入方法について

米国との租税条約にもとづき、お客さまの国籍等を確認させていただく必要があります。

租税条約の2つのポイント

1. 米国との**租税条約(QI 制度)**において、お客さまの国籍により、日本で適用される現地源泉税率が異なります。
2. 米国納税義務者による、租税回避を防止するために、**次の3つのいずれかに該当する場合は**、「米国納税者番号の証明書および情報開示の同意書」の提出を必要とします。(租税条約(FATCA))
 - ・米国で設立された法人等
 - ・FATCA の枠組みに参加しない金融機関
 - ・米国外で設立された「主として投資事業を行う法人等」のうち、「実質的支配者」が「米国納税義務者かつ個人」である先